

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第49号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(463)（略） <u>(463)の2 建築物の敷地と道路との関係の建築 認定申請手数料</u> (464)～(487)（略） (488) <u>仮設興行場等建築許可申請手数料</u> (489)～(585)（略）	別表（第2条関係） (1)～(463)（略）  (464)～(487)（略） (488) <u>仮設建築物建築許可申請手数料</u> (489)～(585)（略）

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。